

# 自立訓練(生活訓練)

## ○ 対象者

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定期間の訓練が必要な知的・精神障害者  
(具体的には次のような例)

- ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者
- ② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などを目的とした訓練が必要な者 等

## ○ サービス内容

- 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援や、日常生活上の相談支援等を実施
- 通所による訓練を原則としつつ、個別支援計画の進捗状況に応じ、訪問による訓練を組み合わせ
- 利用者ごとに、標準期間(24ヶ月、長期入所者の場合は36ヶ月)内で利用期間を設定

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 → 6:1以上

## ○ 報酬単価

■ 基本報酬	
通所による訓練 →利用定員数に応じた単位 572単位～748単位	訪問による訓練 254単位(1時間未満の場合) 584単位(1時間以上の場合)
■ 主な加算	
短期滞在加算 →心身の状況の悪化防止など、緊急の必要性が認められる者に対して宿泊の提供を行った場合 115単位(Ⅰ) 180単位(Ⅱ)	精神障害者退院支援施設加算(経過措置) →精神科病院病棟の病床減少を伴う形で設置した施設等において、退院患者に対し、居住の場を提供した場合 115単位(Ⅰ) 180単位(Ⅱ)

○ 事業所数 715(国保連平成20年12月実績)

# 就労継続支援B型

## ○ 対象者

就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される身体・知的・精神障害者

- ① 企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験がある者であって、年齢や体力の面で雇用されること  
が困難となった者
- ② 就労移行支援事業を利用したが、企業等又は就労継続事業(A型)の雇用に結びつかなかった者
- ③ ①、②に該当しない者であって、50歳に達している者、又は試行の結果、企業等の雇用、就労移行支援  
事業や就労継続支援事業(A型)の利用が困難と判断された者

## ○ サービス内容

- 通所により、就労や生産活動の機会を提供(雇用契約は結ばない)するとともに、一般就労に必要な知識、能力が高まった者は、一般就労等への移行に向けて支援
- 平均工賃が工賃控除程度の水準(月額3,000円程度)を上回ることを事業者指定の要件とする
- 事業者は、平均工賃の目標水準を設定し、実績と併せて都道府県知事へ報告、公表
- 利用期間の制限なし

## ○ 主な人員配置

- サービス管理責任者
- 職業指導員 等  
→ 10:1以上

## ○ 報酬単価

### ■ 基本報酬

#### 就労継続支援B型サービス費(Ⅰ)

→前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が7.5:1  
を満たす施設に対し、利用定員数に応じた単位  
470単位～590単位

#### 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)

→前年の利用者平均数に対し職業指導員等数が10:1を満たす  
施設に対し、利用定員数に応じた単位  
424単位～539単位

### ■ 主な加算

#### 目標工賃達成加算

→工賃について、一定の要件を達成した事業所に対し、加算を実施  
26単位(Ⅰ) 10単位(Ⅱ)

#### 目標工賃達成指導員配置加算

→ 工賃の引き上げを達成するための指導員を配置した場合、加算を実施  
64単位～81単位

## ○ 事業所数 2,503(国保連平成20年12月実績)